

年企発0603第1号
令和2年6月3日

地方厚生（支）局
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公印省略)

令和2年度における給与の額の届出の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響等により、厚生年金保険において「令和2年度における被保険者報酬月額算定基礎届の取扱いについて（令和2年6月1日付年管管発0601第4号）」により、算定基礎届の提出に時間を要する事業主等に配慮し、7月10日を過ぎて算定基礎届の提出があった場合についても、提出を受け付ける旨通知されたところである。

厚生年金基金においても、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号）第15条第1項の規定に基づき、標準給与の決定に当たり、毎年7月1日時点で厚生年金基金の加入員を使用する事業所の事業主は、毎年7月10日までに給与の額の届出を厚生年金基金に提出することとされている。

厚生年金保険の取扱いを踏まえ、厚生年金基金の給与の額の届出についても、7月10日を過ぎて届出があった場合には、これを受け付けるよう貴管下の基金の指導等に特段の御配慮を賜りたい。

年管管発0601第4号

令和2年6月1日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

(公 印 省 略)

令和2年度における被保険者報酬月額算定基礎届の取扱いについて

健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第25条第1項及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第18条第1項の規定に基づき、標準報酬月額の決定に当たり、毎年7月1日時点で被保険者を使用する事業所の事業主は、毎年7月10日までに健康保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を提出することとされている。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、算定基礎届の提出に時間をする事業主等に配慮し、7月10日を過ぎて算定基礎届の提出があった場合についても、提出を受け付けるとともに、算定基礎届の提出に当たっては、電子申請を利用することにより、事業主等における手続の簡素化及び貴機構における事務処理の迅速化が見込まれることから、事業主等への電子申請の利用奨励にも努められたい。